

介護保険施設整備計画の変更について

○養護老人ホーム特定施設入居者生活介護事業所指定の追加

第6期瑞浪市老人保健福祉計画・瑞浪市介護保険事業計画において、施設サービスの充実 その他の施設（養護老人ホーム）の項目について、現在の養護老人ホームに「特定施設入居者生活介護事業所」の指定を行うことを第6期計画（平成29年度）に追加します。

理由：養護老人ホームの入所にあたっては、自立した生活ができる方が対象となっており、入所中に高齢化が進み介護が必要となった場合には、原則他施設（特別養護老人ホーム等）へ移らないといけません。

しかしながら、介護保険サービス事業の一つに「特定施設入居者生活介護」があり、養護老人ホームがその指定を受けることで、養護老人ホーム内での介護サービスの提供が可能となります。

現在、瑞浪市にある「養護老人ホーム 千寿の里西小田」に措置している入所者の高齢化が進み、介護が必要とされる方々が出ています。養護老人ホーム入所者については、経済的かつ精神的、日常生活動作等の状況により措置が行われていることもあり、介護が必要になってからも同一施設で継続的に生活出来ることが入所者への負担が一番少ないものと考えられるため。